

議案第8号

高根沢町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する
条例の一部改正について

高根沢町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例を、別紙のように定める。

令和5年3月2日

高根沢町長 加藤公博

高根沢町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部改正の概要について

1 改正理由

予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）の一部改正により、同法附則第 7 条において規定されていた厚生労働大臣による新型コロナウイルス感染症の臨時接種に係る指示について、同条が削られ、同法第 6 条において同感染症を含む A 類疾病について行うことができることとされたことを踏まえ、引用条文を改めるほか、所要の改正をしようとするものです。

2 改正内容

（1）町嘱託医の報酬の特例に係る規定の改正（附則第 3 項）

見出し中「新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要な」を「予防接種法に基づく臨時の」に改め、本文中「附則第 7 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項から第 3 項まで」に改めます。

3 施行日

公布の日

高根沢町条例第 号

高根沢町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

高根沢町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年高根沢町条例第159号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 （ <u>予防接種法に基づく臨時の予防接種を行った場合の町嘱託医の報酬の特例</u> ） 3 予防接種法（昭和23年法律第68号） <u>第6条第1項から第3項までの規定</u> による予防接種を行った場合の町嘱託医の報酬については、別表町嘱託医の項中「日額 29,000円」とあるのは、「1時間当たりの額 15,000円以内で町長が定める額」とする。	附 則 （ <u>新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するために必要な予防接種を行った場合の町嘱託医の報酬の特例</u> ） 3 予防接種法（昭和23年法律第68号） <u>附則第7条第1項の規定</u> による予防接種を行った場合の町嘱託医の報酬については、別表町嘱託医の項中「日額 29,000円」とあるのは、「1時間当たりの額 15,000円以内で町長が定める額」とする。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。